

令和8年9月

お客さま各位

空知信用金庫

ご注意ください！

- ・第三者からインターネットバンキングの利用申込みやインターネットバンキングによる振込を依頼された場合は、詐欺の可能性が高いのでご注意ください。
- ・送金犯罪の罰則が新設されました。
- ・口座の売買・譲渡・レンタル等は犯罪です。罰則が引き上げられました。

いわゆる「送金犯罪」（正当な理由がないのに、有償で、他人に対し、同人名義の口座を使用させたまま、当該口座に振り込まれた財産を別口座に移転するよう依頼する行為）に対する罰則が新設されました。また、送金バイト実行役に対する罰則も新設されました。

外部サイトへのリンク [警察庁WEBページ](#)「ダメ送金犯罪」「口座売買罰則引上げ」

預金口座を売る行為・買う行為、譲渡する行為・譲受する行為、貸す行為・借りる行為、いずれも犯罪行為であり、逮捕・起訴されて刑罰を受ける恐れがあります。当金庫の預金口座が売買、譲渡等に利用されたと判明した場合は、預金規定にもとづき、預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を強制解約します。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

口座レンタルの事例

自身の口座に入金された資金を指示された他者の口座に振り込むこと

「副業」という言葉にご注意ください。

以上



<https://www.shinkin.co.jp/sorachi/>